



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィンクス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉田 實
(J A S D A Q ・ コード 3 7 8 4)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 木元 覚
(T E L . 0 3 - 5 2 0 9 - 7 3 5 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月12日開催の取締役会において、平成26年6月26日開催予定の第25回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株式を有する株主の権利を定めるため、第8条(単元未満株式を有する株主の権利)を新設いたします。
- (2) 今後の株主数増加等を見込みまして、株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の開催地を限定する現行第11条を削除いたします。
- (3) 現行の制度といたしまして、役付取締役ではなく役付執行役員を定めているため、それに合わせて、現行第20条第2項を削除いたします。
- (4) 上記に伴い、条文番号の繰り下げその他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第7条 (条文省略) (新 設)	第1条～第7条 (現行どおり)
第8条～第10条 (条文省略)	<u>第8条 (単元未満株式を有する株主の権利)</u> 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第11条 (株主総会の開催地) 当社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接地において開催する。	第9条～第11条 (現行どおり) (削 除)
第12条～第19条 (条文省略)	第12条～第19条 (現行どおり)
第20条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 <u>2. 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u>	第20条 (代表取締役の選定) 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 (削 除)
第21条～第43条 (条文省略)	第21条～第43条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月26日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成26年6月26日 (予定)

以 上